

生徒規則

第1章 登下校

学業は学生の本分である。始業時刻を守り、遅刻、早退をしないようにすること。

1. 始業時刻は、年間を通して次のとおりとする。
予鈴 8時20分 本鈴 8時30分 予鈴までに教室に入っていること。
2. 下校時刻は、次のとおりとする。
夏期（4～10月）午後5時30分
冬期（11～3月）午後5時00分
3. 遅刻・早退・欠席する時は、事前に保護者を通じて担任に届けること。

第2章 容儀・持ち物

1. 容儀

服装は常に清潔・端正にして、本校生徒としての品位を保ち、通学及び外出の際は服装に関する規定を守ること。

(1) 制服

① 男子 制服（学校指定）

ブレザー、ズボン、夏用ズボン、長袖ニットシャツ、半袖ニットシャツ、セーター、ネクタイを着用する。

○ニットシャツの下に着る衣類は、単色で華美でないものとする。

② 女子 制服（学校指定）

ブレザー、スカート、夏用スカート、長袖ニットシャツ、半袖ニットシャツ、セーター、リボンを着用する。

○ニットシャツの下に着る衣類は、単色で華美でないものとする。

(2) 防寒具、防水具

① 防寒具は学校の指示に従う。

② 雨ガッパは学校の指示に従う。

③ マフラー・手袋は華美でないものを着用してもよい。

④ 傘は華美でないものを使用すること。

(3) 靴 下

① 靴下は白・黒・紺・茶・灰色の単色で無地。

② タイツは黒・紺・灰色・ベージュの単色で無地。

(4) 履物

① 通学用靴は黒・茶色の革靴、または華美な色でないスニーカーとする。

② 校内での内履、外履は共に学校指定のものを使用すること。

(5) 止むを得ない事情で正規の服装ができない時は、担任を通じて異装届を指導部に出し、許可を受けること。

2. 頭髪

頭髪は高校生らしく清潔にし、品位を保つこと。

(1) 男子

うしろ髪の長さは、長くなっても襟の中央の線まで、もみあげは耳の4分の3まで、耳は常に見えるようにしておくこと。前髪は目の上までとすること。

(2) 女子

髪がニットシャツの襟の下の線より伸びた場合はカットするか、結ぶこと。前髪は目の上までとすること。

3. 化粧・装飾品等

(1) 化粧品・マニキュア・香水等の使用は認めない。

(2) ピアス・ネックレス等の装飾品は身に付けない。

4. 持ち物

(1) 学校に不要なもの、高価なものは持って来ない。

(2) 携帯電話の使用は、学校の定めた規則に従うこと。

第3章 掲示・出版

公正な報道により、学校や社会生活への認識と教養を高揚し、相互の親和・融合を図るものとする
こと。

1. 常に学校の掲示に注意し、学校生活上支障のないように注意すること。
2. 学校内において掲示をなす時は、指導部の許可を受けた後、所定の位置に掲示し、目的達成後は直ちに後始末をすること。
3. すべての掲示、掲示物を無断で抹消、破棄したり、落書きをしないこと。
4. 出版をなす時は学校の許可を受け、原稿はすべて印刷前に係の先生の点検を受けること。

第4章 集会

集会は相互協力のもとに社会性を養う場であるから、互いに秩序を保ち軽々しい行動をとらない
こと。

1. 生徒集会は相互協力、個性伸長の機会であるから積極的に参加すること。
2. クラス会、生徒会各部の会合、送別会は学校で行うこと。
3. 集会に参加した時は、常にその目的を認識し、静粛にすること。
4. 集会においては責任ある行動をとり、常に係の先生の指導を受け、指示に従うこと。
5. 学校内外で団体を結成したり、校外の団体に加入する時は、必ず学校の許可を受けること。
6. 学校の内外を問わず集会を行ったり、集会に参加する時は、事前に次の項目を指導部へ届け出て許可を受けること。

①日時 ②場所 ③目的 ④参加者の構成 ⑤経費 ⑥人員 ⑦指導者

第5章 単車・自動車・自転車

交道德や道路交通法は厳守すること。

1. 単車
単車の免許取得は原則として禁止する。
2. 自動車
自動車の免許取得は原則として禁止する。
3. 自転車
自転車通学を希望する者は自転車通学許可願いを指導部に提出し許可を受けること。
4. 交通違反や事故を起こしたときは速やかに担任を通して指導部に届け出ること。

第6章 校外生活

校外においては品位ある社会人として、常に社会道德の規範となること。

1. 外出する時は常に保護者の指示に従い、行動の予定を必ず連絡しておくこと。
2. 夜間の外出は4月から10月までは午後9時、11月から3月までは午後8時までとする。
し、女子の夜間単独外出はしないこと。
3. 高校生として入場を禁止されている場所へは絶対に出入りしないこと。
4. 登山・海水浴・その他旅行、外泊する時は保護者・担任と指導部に事前に届けでて許可を受ける
こと。
(注) 証明書(在学、成績、通学、JR割引書)が必要な場合は7日前までに願いでる。
5. アルバイトは原則として禁止する。

第7章 保健安全

高校生として、自らの健康の保持増進を図り、望ましい環境づくりに努力すること。

1. 校内の保健安全については各自積極的に協力し、心身ともに健やかな日常生活を営むための望ま
しい学校環境の整備に心がけること。
2. 校内で発病したり、負傷した時は直ちに担当教員に届け出て、保健室にて適切な処置を受けるこ
と。
3. 学校で行う諸検査を受けて自己の健康状態を把握し、治療を必要とする場合には速やかに専門医
の検診を受けること。
4. 学校感染症と診断された場合は、速やかに担任または保健室に届け出て、所定の手続きをとること。
と。
5. 身体に異常があつて早退をする場合

- (1) まず保健室に身体の異常を訴え早退の希望を申し出ること。
 - (2) 次に保健室での問診、視診を受け、体温を計り、早退連絡票を持って担任、指導部の許可を受けること。
 - (3) 必要に応じて、生徒の家庭に電話連絡してその状態及び帰宅後の様子を聞く場合もある。
 - (4) 歯科治療や特別早急に受診を必要としない場合は、早退を認めないことがある。
6. 日本スポーツ振興センターの手続きについて
提出種類に必要事項を記入して、保健室に提出すること。

第8章 一般規則

本校生であることを自覚して、自己の責任と義務を果たすこと。

1. 入学を許可された者は、1週間以内に所定の誓約書を提出すること。保護者は親権者または後見人で生計を支える成人であること。
2. 休学、退学、転学を希望する者は、保護者を通じて担任に相談し書類を学校長に提出すること。
3. 授業料、生徒会費その他学校へ納入すべき金は直ちに保護者に連絡し、所定の期日までに納入すること。
4. 親族に不幸があった時は、直ちに担任に届け出ること。届け出があった時は次の期間の忌引きを認める。

① 第一親等の血族	死亡の日より	7日間
② 第二親等の血族	死亡の日より	3日間
③ 第三親等の血族	葬儀の日	1日
④ その他の親族	葬儀の日	1日
5. 次の場合は保護者を通じて、一週間以内に担任に届け出ること。
 - ① 現住所に変更があったとき。
 - ② 下宿したり、下宿を変更したとき。
 - ③ 初めて交通機関を利用したり、これを変更したとき。
 - ④ 家族に異動があったとき。

第9章 賞 罰

本校生としての名を高め、範となるべき行動をとるように日常生活を送ること。

1. 本校生徒として模範となるべき行為があった時は、学校より表彰を受ける。
2. 学校の内外を問わず本校生徒として自己の義務と責任を守らなかった時は、学校より特別指導を受ける。